

滋賀DC観光コンテンツ創出事業事務局運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

滋賀DC観光コンテンツ創出事業事務局運営業務

2 業務目的

物価高騰の影響を受けている県内観光事業者の収益強化を図るため、滋賀デスティネーションキャンペーン(以下、「滋賀DC」という。)の好機を捉えた観光コンテンツの創出を促進することを目的として、滋賀DCを契機に観光コンテンツの創出等に取り組む県内観光事業者等に対して、予算の範囲内で開発経費の一部に対し補助金を交付する。

3 業務内容

別紙「滋賀DC観光コンテンツ創出事業事務局運営業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

4 委託契約期間

契約締結日～令和9年(2027年)2月26日(金)までの期間とする。

5 予定価格

7,500,000円(消費税および地方消費税10%を含む)

6 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、以下のすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類: 役務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- (5) 滋賀県内に本社もしくは事業所等を有するものであること。

7 プロポーザル説明会
行わない。

8 スケジュール

| 項目 | 日程 |
|---------------|----------------------|
| 公募開始 | 令和8年2月19日(木) |
| 質問書の提出 | 令和8年3月3日(火)正午まで |
| 質問の回答 | 令和8年3月5日(木) |
| プロポーザル参加表明書提出 | 令和8年3月6日(金)正午まで |
| 企画提案書提出 | 令和8年3月17日(火)正午まで(必着) |
| 審査会 | 令和8年3月24日(火) |
| 仕様協議・契約 | 令和8年3月25日(水)以降 |

9 企画提案の実施手順

(1)実施要領等の交付

ア 交付期間

令和8年(2026年)2月19日(木)～令和8年3月6日(金)正午まで

イ 交付方法

公益社団法人びわこビジターズビューロー「滋賀・びわ湖観光情報」のウェブサイト(観光関連事業者用)の Topics からダウンロードして入手すること。

なお、滋賀県観光振興局および公益社団法人びわこビジターズビューローの窓口または郵送等での配布は行わない。

滋賀・びわ湖観光情報ウェブサイト <https://www.biwako-visitors.jp/corp/>

(2)質問の受付および回答

ア 質問の受付期間

令和8年(2026年)2月19日(木)～令和8年3月3日(火)正午まで

イ 受付方法

質問書(様式3)により、当協議会宛てに電子メールにより提出すること。件名は「【質問】滋賀DC観光コンテンツ創出事業事務局運営業務」とし、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。なお、電話または口頭による質問の受付は行わない。

○提出先メールアドレス:dc2027@pref.shiga.lg.jp

ウ 回答方法

参加表明書を提出したすべての事業者の担当者に対して、令和8年3月5日(木)を目途に電子メールで回答する。

なお、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした事業者のみにメールにて回答する。

(3)参加表明書

ア 提出期限

令和8年3月6日(金)正午まで

イ 提出方法

参加表明書(様式2)により、当協議会宛てに電子メールにより提出すること。件名は「【参加表明】滋賀DC観光コンテンツ創出事業事務局運営業務」とし、電話にて着信確認を行うこと。参加表明書の提出がない者の企画提案書は受け付けない。

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

○提出先メールアドレス：dc2027@pref.shiga.lg.jp

(4) 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。

なお、提案は1者につき1案とする。

ア 提出期限

令和8年3月17日(火)正午必着

イ 企画提案書等の提出方法

14 に示す場所へ持参または郵送により提出すること。

持参の場合は、土・日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。

郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書提出書および誓約書(様式1および別紙)…1部(原本・押印付)

※事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

(イ) 業務全体の企画提案書…6部(うち3部は社名の記載なし)

① 形式は、A4 サイズ(縦書き・横書きは不問)とし最大20 ページ(A3 判は2ページとして計算する)とし、ページ番号を必ず付与すること。

② 図表等については、A3 版を使用してもよいが、その場合は、A4 版に折り込んだ状態とし、全体で A4 版の冊子とすること。

③ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるように解りやすく表現すること。

④ 社名の記載なしの3部については、自社名や担当者氏名、ロゴマーク等応募事業者が特定できるものは記載しないこと。

⑤ 別紙業務委託仕様書に基づいて、本業務に対する提案者の取組方針、企画内容(必須記載内容は以下参照)、業務の進め方、全体の業務推進スケジュール等について具体的に明記し、提案者の業務手法および優位性などの提案をわかりやすく行うこと。

| 項目 | 必須記載項目 |
|---------------|--|
| 事務局の設置運営 | ・観光コンテンツ開発やお土産品等開発に関し十分な知見を有するスタッフの能力(関連業務に従事した年数や資格等) |
| 申請書類の受付・審査等 | ・県内の観光消費の拡大に寄与するか等の観点で実質審査を行うための手法 |
| 事業者からの問い合わせ対応 | ・事業者からの問い合わせ方法(メール、電話等)およびサポート体制 |
| 広報・啓発業務等 | ・具体的な広報・啓発方法 ・説明会の開催方法・回数 |

⑥ 本委託業務と類似の業務の実績、または現在履行中の実施等の実績がある場合は、企画提案書に記載すること。

ただし、滋賀県商工観光労働部観光振興局および公益社団法人びわこビジターズビューローの実績については除くこと。

(ウ)見積書・・・6部(うち3部は社名の記載なし)

業務着手から納品までにかかる全ての経費に消費税および地方消費税を加えた総額と、その内訳を明記し、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名、代表者印があること。

(エ)事業者概要・・・1部

参加希望者の事業内容、事業実績等を記載したもの。または会社概要等の自社パンフレットでもよい。

(オ)下記の登録や認証を受けている場合、それを証明する書面・・・写し1部

- ① 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定
- ③ 高齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかの該当
 - a 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率を達成している場合は、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」
 - b 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書(様式任意)
 - c 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合は認定書
 - d 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合の認定書
- ⑤ 滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けている場合は、同認証書(県発行)
- ⑥ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定書
- ⑦ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録
 - a 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - b 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - c 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

10 審査

(1) 審査方法

プロポーザルによる各社からの提案を受け、事務局が設置する審査会において、提出のあった企画提案書についての書類審査およびプレゼンテーション審査を公正かつ厳正に実施し、契約予定者を1者選定する。(審査基準は下記参照)

ア 書類審査

提出されたすべての提案について、6に掲げる参加資格について確認を行うとともに、9に掲げる提出書類について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者を審査会への参加候補から除外する。

イ プレゼンテーション審査

事務局および事務局関係者から選任した3名の審査委員からなる審査会において、提出のあった企画提案書等および企画提案者によるプレゼンテーションをもとに、あら

かじめ設定した審査項目および評価点に基づき、審査を実施する。
 ただし、総合点が満点(100点)の6割未満(60点)の場合は、契約予定者とししない。プレゼンテーション審査は令和8年3月24日(火)を予定している。

なお、プレゼンテーション審査の実施時間、場所等は、該当事業者に別途通知する。

(2) 審査基準

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|--------|---------------|--|----|
| 企画提案内容 | 目的 | ・業務の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。 | 10 |
| | 事務局の設置運営 | ・滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会と連携のもと、業務全体を円滑に遂行できる運営体制がとられているか。 ・観光コンテンツ開発やお土産品等開発に関し十分な知見を有するスタッフを配置しているか。 ・実行体制(人員配置など)が示され、実効性があるものであるか。 ・事前準備等も含めて計画的な事業実施スケジュールが示されているか。 ・事業の理解度は十分なもののか。 ・個人情報の管理やセキュリティ対策は本県の規則等に照らし十分なもののか。 | 15 |
| | 申請書類の受付・審査等 | ・採択可否の審査については、県内の観光消費の拡大に寄与するか等の観点で選定ができるものとなっているか。 ・受付開始や支払開始が速やかに行われ、実効性があるものであるか。 ・申請受付は申請者にわかりやすく、利便性のある受付方法か。 ・申請の不備が減る工夫がされた受付方法か。 ・書類の不備などの際に速やかに申請者に修正依頼を行える仕組みとなっているか。 ・審査・支給事務の効率化も考えた受付方法か。 ・交付申請から補助金支給までの一連の管理は適切なもののか。 ・審査方法は迅速に行えるものになっているか。 ・補助金の支払いは、申請者の口座へ間違いなく、迅速に支給できるものになっているか。 ・不正防止策(同事業への二重払い防止策等)が講じられているか。 | 30 |
| | 事業者からの問い合わせ対応 | ・申請者に分かりやすい問合せ方法となっているか。 ・申請者からの問合せに迅速かつ柔軟に対応できる体制となっているか。 | 15 |
| | 広報・啓発業務等 | ・幅広く広報、周知がされるか ・説明会を開催し制度の広報・周知に努めているか | 10 |
| 見積額 | 見積額の妥当性 | 経費節減を意識した見積金額となっているか。 ・予定価格の80%未満……………10点 ・予定価格の80%以上85%未満…8点 ・予定価格の85%以上90%未満…6点 | 10 |

| | | | |
|--------------------|--------------------|---|-----|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の90%以上 95%未満…4点 ・予定価格の95%以上 100%以下…2点 | |
| 過去の実績 | 過去の同種または類似業務実績 | 委託業務と類似する業務の実績があるかどうか。 | 4 |
| 社会政策推進への配慮に対する評価基準 | 社会政策推進への配慮に対する評価基準 | 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。 | 1 |
| | | 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 1 |
| | | 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。 | 1 |
| | | 障害者の雇用に関し、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者で、障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。 | 1 |
| | | 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、もしくは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 | 1 |
| | | 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ① 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 | 1 |
| | | 合計 | 100 |

(3) 審査結果通知

審査結果については、プロポーザル参加者全員に通知する。

11 契約に関する基本的事項

(1) 契約締結までのスケジュール

契約候補者が決定後、速やかに契約を締結する。

(2) 提案内容の修正等

仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、委託内容、経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

12 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

(1) 提出期限等に遅れた場合

(2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(5) 参加資格を有していないことが判明した場合

(6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

13 その他

(1) 当該プロポーザルに要する一切の費用は提案者の負担とする。

(2) 本書において、不明な点がある場合は、「14 問合せ先」まで確認すること。

(3) (2)の問い合わせ等により、全参加表明者に連絡しないと審査の公平性が担保できない回答については、全参加表明者に連絡を行う。(企画提案書提出期限まで)

(4) 提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(5) 提出される全ての資料は、受託事業者の特定以外の目的では使用しない。

(6) 委託者の都合により、採用された企画内容について、提案者と協議のうえ補正を行う場合がある。

(7) 提出された企画提案書等は返却しない。

(8) 審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。

(9) 提出された企画提案書等を受理した後、提案者による加筆および修正は認めない。

(10) 委託料の支払については、原則、委託業務終了後に精算払とする。

(11) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

(12) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。

(13) 提出された提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用す

ることはない。ただし、提案書に対して第三者から情報公開請求があった場合は、この限りではない。

14 問合せおよび各種書類の提出先

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号(滋賀県庁東館4階／観光振興局内)

滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

(担当:浅井、岡部、立花)

電話:077-528-3742

E-mail:dc2027@pref.shiga.lg.jp